

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第40回）

### 1 日時

令和5年6月26日（月）午後1時30分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### （1）委員

飯島健太郎（委員長）、馬越吉章、奥田春、小倉健嗣、小林保一、武智俊和、前田直哉、松本浩平、村瀬洋朗（五十音順、敬称略）

#### （2）事務担当者

中儀香織首席家庭裁判所調査官、中矢公司首席書記官、佐伯直哉事務局長、渡邊正彦総務課長

### 4 議事（■委員長、○委員、●事務担当者）

#### （1）松山家庭裁判所長挨拶

#### （2）テーマ「家事手続における障害者配慮について」

裁判所の事務担当者から、家事手続における合理的配慮の状況、今後の課題等について、パワーポイント等を使用して説明した。

#### （3）意見交換

- 事務担当者からの説明内容について、何か質問はございますか。
- 看護師が常駐されているという説明がありましたが、看護師の資格を持った方が裁判所の業務をされているのか、それとも産業医等から派遣されて看護を専門にされているのか教えていただきたいのが1つと、裁判所も国の機関であるので障害者雇用ということで何人かは雇っていると思いますが、どういう障害をお持ちの方が、どういうところでお仕事をされているのか教えていただきたい。
- 看護師については、看護師の資格を持った者が勤務しており、職員の健康管

理、健康診断の補助、非常勤医師の補助作業のほか、少年事件の保健指導を行っています。例えば、最近、シンナーの事例は少なくなっていますが、シンナーが体に与える影響や、傷害をした少年に対しては、けがをすると心身にどのようなダメージを与えるのかといったことについて個別の指導を行ったりしています。また、女子少年に対して、医学的な観点から性に関する指導を行い、再非行防止に向けた働きかけを裁判官の指示のもと行っています。常勤か非常勤かは各裁判所で異なっておりますが、全国的に配置されており、松山家裁では、常勤の看護師が配置されております。

障害者雇用については、裁判所としての「障害者活躍推進計画」を策定し、全国の裁判所で、裁判所全体として必要な法定雇用数を満たすよう雇用しております。精神障害であったり、身体障害であったりと、各庁で働いている方の障害の具合というのは様々あります。

- 裁判所では、スロープなどの段差解消があり、車椅子の方でも利用しやすい施設になっていると思いますが、ホームページなどでスロープなどが整備されていて車椅子の方でも利用できるということが周知されていたりとか、呼出状などにも設備の記載がされ事前に周知がなされているのかお聞かせください。
- スロープなどの設備が整備されていることについては、裁判所のホームページに掲載して周知しております。松山家庭裁判所に限らず、各庁の状況を見ることができます。呼出状には、どのような設備があるかという点の記載はしておりません。
- どういう設備があるかということと、障害者の方がこういった支援をしてもらいたいというときに、どこにどういった手順で問合せをすればいいかということがホームページに案内されているのでしょうか。特に、聴覚に障害がある方ですと電話番号だけだとアクセスできないということがありますが、その辺の案内というのはあるのでしょうか。
- 裁判所のホームページには、電話番号だけではなく、所在地や管轄、手続の

方法、書式などが掲載されており、様々な方に見ていただけるような形になっております。

- 裁判所に連絡があった際に、窓口や事件担当の職員を通じて情報を把握し、適宜対応を検討することになります。ホームページ上に、利用者が書き込みできるといった仕組みにはなっておりません。
- 地裁では、当事者の方に最初、呼出状と一緒に回答書も同封していて、そこに配慮を求めたい事項などを記載して返送することができると思ったのですが、家裁はそういったものを送ったりはしないのでしょうか。
- 調停手続や人事訴訟手続において、「進行に関する照会回答書」というものを提出できるよう送付しております。実際、御説明した事例では、回答書に記載があったことから対応することができました。
- 裁判所のホームページには、電話番号だけでなく、Eメールアドレスやファックス番号などを記載する運用も考えられると思います。
- 障害のある方とお話をしたときに、ホームページに電話番号だけでなく、当日どこへ行けばこういう対応をしてもらえるとといった案内でもいいと思いますが、その辺が丁寧に書かれていると、すごく安心するという話がありましたので、安心感を与えるようなことを事前にしていただけるといいのかなと思います。
- いろいろ具体的な事例を紹介していただきましたが、家事調停において障害者に配慮した事例の調停事件全体に占める割合というのは多いのか少ないのか、統計的に把握されているのでしょうか。
- そういった統計はとっておりませんので分かりかねますが、肌感覚としては、車椅子の方への対応などはよくありますし、視覚障害者の方の事例も多いように思います。
- 市町の役場の窓口では、デジタル技術を活用して、アクリル板を窓口に設けて、音声をリアルタイムで文字に変換してアクリル板に映すサービスを行って

いるというのをニュースで見ました。家事調停に当てはまるかわかりませんが、合理的な配慮をするうえでのデジタル技術の活用などは検討されていますか。

● 裁判所もデジタル化については急速に加速しているところですので、窓口対応などでもデジタル技術を用いて利便性が図ればよいと思います。

○ 調停では、申立人の方はいいのですが、相手方は、呼出状が来ただけでもかなりショックを受けられるみたいですので、ましてや障害がある方はうろたえられるのではないかと思います。呼出し、通知を行う際に何か配慮していただけると抵抗も少なくなるのではないかと思います。それから、最近、障害関係で手帳もいろいろできましたので、中身を見ていただくと大まかな障害の程度は把握することができるかもしれません。対応の際の御参考になるかと思えます。

■ 家事関係の呼出状には記載していないということですが、地方裁判所の裁判員候補者へ案内する際には、質問事項の中に「配慮を要することがあったらお書きください」という項目があり、ものによってはできているものもありますが、全般的にはできていないということになります。

○ 全般的なお話でいくと、裁判所には、いろいろな種別の障害を持った方が来られる可能性があるわけで、非常に配慮されていると感じました。パワーポイントで説明してもらいましたが、ここまでしているのかというのが正直な感想です。そのうえで指摘や意見ということだと、看護師がおられるので、看護師を活用することが1つアイデアとしてあると思います。障害のある方が来たり来ようとしているので、寄り添ってあげることが考えられるのではと思えました。それから、障害者の働きやすさの観点からは、車椅子利用者の目線というのは、健常者からは気づかない点があるので、例えば、車椅子で疲れるので、お昼休みにちょっと横になれる場所があればいいとか、入館証などは、私らの感覚であれば胸辺りの高さにセンサーがあればちょうどいいのですが、車椅子の方は届かないのでセンサーの位置を下げたり、駐車場を近くに、導線に段

差がないようにしたりと、障害のある職員の方の意見を聴いて施設に反映したらいいのではないかと思います。

- 利用者への対応に当たっては、休憩する場所としては、医務室にベッドがありますし、そこが使えない場合は、長椅子を適切な場所に用意して横になってもらうとか、個別に対応しております。
- 調停の場合、待合室を交互に利用されると思いますが、待合室に車椅子で入るスペースがあったか疑問に思いました。待合室等で待つ場合の配慮はされていますか。
- 実際にあった事例ですが、車椅子を利用されることが事前に分かっている場合に専用の待合室を用意するとか、広い待合室であれば、テープを貼って車椅子の方のスペースを確保したことがあります。
- （今日紹介のあった対応例では）書面を拡大して送付したという事例があったようですが、書面をPDFに変換して、それをタブレット等で見ていただくと、その方の見やすさに応じて拡大できるとか、音声機能を付けると音声で聞けるとか、そういうのもあるのかなと思いました。あと、障害者の方が補助犬を連れられていた場合の対応は準備されているのでしょうか。
- 補助犬についても、受け入れ態勢をとっておりますが、事例はありません。
- PDF化については、今後対応を検討したいと思います。
- 家事事件でもウェブ手続に向けて取組を進めているところです。これまで送付している書面についても、ウェブにアップロードしたものをダウンロードしてもらうことが可能となるので、御指摘いただいたような利便性も追求できるのではないかと感じております。現在開発中ですので、どういう形になるかわかりませんが、御意見を伺っていて、障害者にも配慮したものになればよいと思いました。

（休憩）

- 先ほど説明した「進行に関する照会回答書」について、補足説明をいたしま

す。

- 今、「進行に関する照会回答書」という書面を回覧させていただいております。

この書面は、要は裁判の中身に関する記事を記載してもらうのではなく、進行に役立つ情報を記載してもらうものになります。相手方にDVとか危害を加えられるおそれがあるのであれば教えていただきたいとか、裁判所に来られない曜日があるということでしたら事前に教えていただきたいといった、進行に役立つ情報を取得するためのものです。その中に、裁判所に配慮を求める事項があれば、そこに記入してくださいという項目が設けられています。具体例としては、車椅子を利用しているとか、乳児を連れていく予定があるとか、高齢のため、付添いのためどういった立場の人が同伴する予定であるといったことを書いていただき、円滑に調停が行えるよう事前に情報収集をしております。例えば、車椅子を利用したいということが書かれていましたら、事前に車椅子を用意しておくとか、聴覚障害があるということでしたら、補聴器を用意しておくなど、得た情報を基に対応を検討させていただくという運用をしております。

- 本日説明のあった高次脳機能障害の方への対応事例はよい対応だなと思いました。ただ、この事例では本人からの申告がありましたが、意外と本人が高次脳機能障害であると自覚していないことがよくあります。いろいろなことをすぐ忘れてしまったり、いくつかの意味が重なっている長めの文章などでは、「分かった。」と本人は言うけれども、理解していないということがありますので、本人から申告がない場合でも、調停などで理解できていないなと感じた場合は、既往がないかとか、分かりにくいところはないかと積極的に確認してあげる方がいいと思います。

- 学校現場の紹介をさせていただきます。学校には特別支援学級があり、障害のある子供は特別支援学級で対応しています。最近、インクルーシブ教育といって、通常学級の子供と一緒に生活する中で育てるということが徐々に増え

てきております。市町によって差がありますが、障害の程度に応じて支援員を配置しています。物的な支援としては、申請すれば拡大教科書などが配置されますし、スロープ、エレベーター、洋式トイレや障害者用のトイレを設置しているところも徐々に増えてきています。聴覚障害の子がいる場合は、市がロジックマイク等を購入してくれるとか、障害のある子供たちに配慮した教育が進んでいると感じています。合理的配慮という言葉が出てきていますが、学校もその子にとってどういう教育が適正なのかということを教員同士の支援委員会で話し合い、その内容を保護者に伝えて了承を得ながら教育を進めているのが現状です。入試も、点字で受けられるようになるなど変わってきました。

■ 支援員というのは、どういう資格や立場の人ですか。

○ 資格は必要ありません。授業をするわけではありませんので、教員免許状は要しません。中には、手話のできる人もいます。

○ 学生生活支援課の中にアクセシビリティ支援室というものを設けて、受験生や学生から合理的配慮の申請があったら、面談しながらどのような支援をするか決定していきます。現場の教員へは、授業でこのような配慮をしてくださいと連絡しています。職員への研修は、年に1回、障害者差別解消法及び合理的配慮に関する教育というテーマでEラーニング研修を実施しています。障害者差別解消法等の法制度についてや、合理的配慮とはどういうことで現状どのようなことができているかなどを学ぶものです。最後に理解度テストがあり、8割以上正解しないと合格しません。

■ 8割取れなければ、また来年受けないといけないのですか。

○ 8割取れる取れないにかかわらず、毎年受けなければなりません。

○ 裁判所での研修の実施内容、実施時期などの要領は、どういうふうに決定されているのでしょうか。

● 毎年定期的に実施しており、未履修の職員を優先的に参加させるなどして、全職員が知識を習得できるよう機会を設けています。

- テーマは、研修の参加者にアンケートを実施し、次年度どのようなことを学びたいかや、今どんなことで困っているかなどを職員から吸い上げて、参考にしているところが多いと思います。
- 6年連続して発達障害がテーマとなっているのでしょうか。
- 発達障害のある当事者の対応に苦慮したことから、このテーマの研修が始まったようですが、始めてみると奥が深く1回で完結しなかったということで継続して実施しています。
- 発達障害がテーマの研修というのは、子供が対象のものということでしょうか。また、講師は、どのような方がされているのでしょうか。
- 子供の発達障害に絞ったものではありません。講師は、外部の方をお願いしていることが多いです。
- 課題改善のプロセスとして、制度を変え、インフラ・施設・設備を変え、最後は当事者の意識を変えていくという、この3つを変えていく必要があると思っていて、最後の当事者の意識というものは、普遍的なものだと思いますので、研修や指導を繰り返していき、これに尽きると思いますので、大変だと思いますが、続けていってもらえればなと思います。
- 手続への配慮とは少しずれるかもしれませんが、精神障害をお持ちで作業所や事業所で働いている方などは、すごく収入が少ない場合があります。働く環境によって大きく収入が変わってきますので、収入に関してみる際には、実収入だけでないところもみてあげないといけない、特に年齢によっては変わってくる場所があると最近感じたことがありましたので情報提供いたします。
- 最近、民事訴訟で障害があると逸失利益が低くなるということで新聞報道されていますが、この辺りの議論で承知しているところがありますか。
- 損害賠償における逸失利益は、将来予測の問題なのでかなり難しい印象です。事故当時の状況からどちらが確度の高い将来予測になるかというところを認定しなければならないので、悩みながら判断しているかと思います。



■ 貴重な御意見をたくさんありがとうございました。今回貴重な御意見を頂きましたので、これを参考にしつつ、裁判所の方でも一層障害者配慮の工夫をしていきたいと思えます。本日はありがとうございました。

#### (4) 次回テーマについて

■ 次回のテーマの検討に移りたいと思えます。先ほど休憩の間に、次々回で結構ですのでということで提案していただきましたので、説明してもらいます。

○ 前回の委員会で自発的にテーマを出せたらいいかなと口火を切った関係で考えてきました。成年年齢の引下げの議題になったときに、18歳、19歳の方々にどう広報していくかとの絡みで、法教育の話が出てきたと思えますが、私自身が法教育の委員会に入っていて、出前授業を広めていこうということもやっていますし、今年は日弁連主催の高校生模擬裁判が復活して裁判所の協力を頂きながらやっているところですが、家庭裁判所でも法教育について取り組まれていると思えて、どこかのタイミングで法教育についてどういうふうに取り組まれているかとか、今後具体的に何かやっていけることはないかなど、今後につながる議論が次々回辺りにできたらいいと考えお話をさせていただきました。

■ 裁判所のほうでも検討させていただいていたのですが、その中で出ていますが、「家裁におけるデジタル化の進展」です。実は、先ほどもちょっと出たのですが、今、家裁に限らず、民事、刑事などの各手続のデジタル化を検討しており、松山家庭裁判所では、令和5年12月下旬から家事審判及び人事訴訟事件において、令和6年1月から調査官調査において、令和6年2月から家事調停において、それぞれウェブ会議の運用が開始される予定です。次回の家裁委員会の予定として2月を考えていましてタイムリーな話題ということで、家裁におけるデジタル化の進展について御説明したうえで御意見を頂ければと考えております。こちらの方を先にさせていただいて、その次に法教育について、どういう形で裁判所のほうで準備ができるのか検討させていただいたうえで、そのテーマでやらせていただくか、もう少し詰めさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

- それでは、次回のテーマは「家裁におけるデジタル化の進展について」とさせていただきます。

(5) 次回期日について

令和6年2月22日(木) 午後1時30分